

第 10 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成28年6月29日(水)

熊谷市農業委員会

第10回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年6月29日(水) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年6月29日(水) 午前11時34分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	欠	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
オブザーバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項 (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第10回農地
(森部会長) 部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、2番泉二良委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、6番夏目亮一委員、8番松崎
弘一委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第10回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

以上、6件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方へ出席をお願いしておりますので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを最初に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは、そのように決定します。

最初に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は議案番号352から475、議案番号3001から3032の159件であります。議案番号3001から3032については、農地中間管理事業に関するものであり、通常の利用権設定とわかるために議案番号を3001からとしております。また議案番号445、449については、新規就農に関するもので御本人に来ていただいておりますので全体の説明のあとに、まず審議いただき、その後ほかの議案の審議をいただきたいと思っておりますので御了承願います。

まず全体の説明となりますが、総筆数は290筆、総面積は379,990.04㎡、田は164筆、244,164.04㎡、畑は126筆、135,826㎡、賃貸借は209筆、300,169㎡、使用貸借は81筆、79,821.04㎡です。設定の期間は3年未満が8筆、8,887㎡、3年以上6年未満が128筆、136,754.04㎡、6年以上が154筆、234,349㎡です。設定の区分は、再設定の計画が73件、144筆、170,344.04㎡、新規の計画が86件、146筆、209,646㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人を除いた認定農業者の借り受けは、68件で168,676.04㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借受けですが12件で23,687㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を使った借り受人は1件で23,072㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を含めた認定農業者の借り受けの件数は、81件で全体の約51%となります。

続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受人は32件で、78,527㎡です。また、埼玉県農林公社から耕作者への貸し付けは、7月の議案審査会、農地部会で農用地利用配分計画（案）という形で御審議いただくこととなりますが、資料11ページにある応募した農業者への貸し付けとなります。

新規就農を除いた上記以外の担い手の借り受けは、44件で83,672㎡となっております。

以上159件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、私の方から新規就農者についてのご説明を行いますが、その前に一部訂正をお願いします。資料の10ページになります。先ほどの説明で農地中間管理事業につきまして、3001から3032の32件と説明しましたが、3001から3030までの30件になります。全体の件数も159件と説明しましたが、2件減り、全体の件数は157件になります。申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

それでは新規就農者について、ご説明いたします。議案書63ページの議案番号445、議案書65ページの議案番号449についての説明をいたします。

【議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、渡人氏名、受人氏名、権利内容を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号445の賃借料は10アールあたり〇〇〇〇〇〇〇〇円となっておりますが、こちらの土地については、地主が以前使っていた農業用ハウスがあり、それを含めて借り受けるということでの金額となっております。

資料の12ページの営農計画書をご覧ください。経営の特色としましては、作物構成は、施設栽培できゅうり、リーフレタス、露地栽培でカリフラワー、キャベツ、ホウレンソウ、モロヘイヤです。経営方針の概要としては、施設栽培をメインに露地栽培と両立して生産し、徐々に特別栽培に移行しながら、規模拡大していきたいとのこと。技術内容の農業経験年数については3年ということで、深谷市にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇という法人で研修されております。経営規模について、労働力は本人のみで、経営土地面積は8,000㎡となっておりますが、こちらの面積については、本件の借入地以外も含めた直近の借入見込みの面積となっております。経営形態はご覧の通りとなります。基本装備で建物については、現住居に既設の農業用物置が4㎡あり、ビニールハウスが1,000㎡となっておりますが、こちらについては、本件借入のもの以外で借りる見込みがあるものが含まれております。機械については、トラクター1台、耕耘機1台、を地主に借りる予定で、トラック1台は本人のものとなります。経営試算は

ご覧のとおりです。

農地取得後における作付け計画書については、ご本人からの説明となります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号445、449については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料12ページもあわせて御覧ください。

それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○○○氏 入室]

議 長

本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。

新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人
(○○)

今回、8月のあたまからハウスでキュウリを栽培する予定です。10月下旬までキュウリを収穫する予定です。それ以降はレタスの定植が11月中旬に入る予定です。1月中旬から2月中旬にかけて、ハウスレタスの収穫になります。露地に関しては、ハウスキュウリが終わる10月下旬頃からカリフラワーの収穫が始まるように定植して行って、12月いっぱい、1月中頃までにカリフラワーを全部収穫、出荷する予定です。1月のレタスが終わった頃から、次はキャベツの出荷が3月、4月に入ってくる予定です。それ以降はハウスで春のキュウリを予定しています。計画ではハウレンソウも入っていますが、やはり一人ということもあり、計画から少し変わってハウレンソウを少し減らしてカリフラワー、キャベツを増やすようになっています。よろしく願いいたします。

議 長

どうも御苦勞様でした。それでは質疑、意見等をお願いします。質疑、意見等ございませんか。

鈴木委員

営農計画書に農業経験が3年、研修先は○○○○○○○○○○とありますが、どのような研修をされてきましたか。

申請人
(○○)

メーンはハウスでのキュウリ栽培で、露地では基本的には薬物が多く、ミズナ、ハウレンソウを露地で回すような感じでした。3年目の1年は、肥料から何から2反ほど任されて、カリフラワ

一、キャベツを栽培、出荷しました。

鈴木委員 この営農計画書ではキュウリからモロヘイヤまで間断なく、収穫できるような計画になっていまして、非常にりっぱな計画ですが、一人で340日、どうでしょう、自信はありますか。

申請人
(〇〇) あります。日数については、今までの研修先でも、本当のまるまる一日の休みは、2か月にいっぺんぐらいでやっていたのと、今まで3年間のデータとか作業時間を計算してちょっと多めに作付けしていますが、できるという計算の上で計画を立てました。

石原委員 出荷先は決めていますか。

申請人
(〇〇) 今のところ農協へ出荷する予定で考えています。

石原委員 パートとか使わないで完全に一人でやるのですか。

申請人
(松山) 今年は一人でやる予定です。ゆくゆくは中作業とか手伝ってもらえるパートさんを入れていきたいと考えています。

塚田委員 とても素晴らしい計画だと思いますが、人間は生身の身体ですので、やはり、自分では健康で常に働けると思っていてもどうなるかわからないので、いざという時のために応援を考えていますか。

申請人
(〇〇) 母親の実家が農家だったので、本当にそういう状況になれば、少し手伝ってもらえると思います。

塚田委員 自分もそうでしたが、やはり、人間、健康だと自信はあると思いますが、やはり体調とか崩すことはありますので、そういった場合に常に応援していただける方を考えておくの良いと思います。頑張ってください。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。
他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、大変御苦労様でした。
申請人は退室してください。

[申請人 ○○○○氏 退室]

議 長 それでは、議案番号445、449について、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号445、449について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

議 長 次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号445、449の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

 議案番号352と353、364については、○○○委員が受
人となっています。また、議案番号365は○○○委員が○○○
○○になっている○○○○○○○○○○○○○○○○○○が受
人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参
与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

○委員、一時退席をお願いします。

[○○○委員 退席]

議 長 それでは、議案番号352、353、364、365の案件に
ついて、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたし

ます。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号352、353、364、365について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇〇委員は入室をお願いします。

[〇委員 入室]

議 長 次に議案番号408については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号408の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号408について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号468について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に、議案番号352、353、364、365、408、429、430、445、449、468以外の案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号352、353、364、365、408、429、430、445、449、468以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

議 長 次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿

地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年6月7日、村田委員、石原委員、事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年6月8日、森委員、川田委員、農業振興課の杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、平成28年6月8日、茂木委員、鈴木委員、農業振興課の杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。こちらの申請は相続以前に親から子へ所有権移転を行う生前贈与の案件です。世帯内で農地を贈与する場合であっても、農地の権利移動に該当するため、農業委員会の許可が必要になります。

議案番号4は、10a当たりの価格は〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年6月6日、大澤委員、関根委員、事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10a当たりの価格は〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年6月8日、堀委員、小林委員、事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

石原委員 議案番号5の案件ですが、〇〇に住んでいる方が〇〇〇の畑に行くと言うことですよ。結構、距離があります。その辺はどうなっていますか。例えば、トラクターで行くとか、田植機で行くとか。

事務局 申請地は1筆田があるが他は畑で、作付けは果樹を栽培するということになっています。現地調査を行った段階では、譲渡人が既に耕作放棄地にしてしまった土地でしたが、草を除去し、果樹が栽培されてある状況でした。田についても耕作状況が確認が取れました。譲受人の住所地から取得地までは遠い案件ですが、今後もきれいな農地利用がされるように、確認、指導を行っていきたいと考えています。

石原委員 了解しました。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 事務局から提案でございますが、次の議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2については、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に

ついでに議案番号25と関連がありますので、先に農地法第4条の議案番号1を審議していただき、その後、3件同時に御審議いただきたいと思っております。

議長 　　ただいま、事務局から提案がありましたので、そのようにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

議長 　　それでは、そのように決定します。

議長 　　議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 　　【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種、農振除外について、申請地〇〇〇〇〇は平成28年5月26日、〇〇〇〇〇〇〇は昭和63年9月2日です。建築物は、住宅、物置、カーポートが各1棟、既設のものがあります。敷地拡張後の面積は、443.39㎡です。周囲は既設のコンクリートブロック擁壁があります。申請のきっかけは、夫が亡くなり相続を受けて土地を確認したところ、自宅敷地の3筆のうち、2筆が農地になっていました。調べたところ、〇〇〇〇〇〇〇は昭和63年9月2日に自宅敷地の拡張で農振除外申出の手続きのみしており、その後の農地転用の許可の手続きは行っておりませんでした。今回、〇〇〇〇〇〇〇の農振除外申出の手続きが済んだため、2筆を併せて農地転用申請を行うものです。

議長 　　事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

（ 発言なし ）

議 長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号25の3件を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案第2号議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読、議案第3号議案番号2について、変更前、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更前の案件の許可年月日、変更の理由を朗読、議案第4号議案番号25について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案第2号議案番号2は、農地区分は2種、農振除外は平成18年7月10日です。建築物は、木造平屋建診療所（○科）、駐車場は14台分です。議案第4号議案番号25は、農地区分は2種、農振除外は平成18年7月10日です。建築物は、木造平屋建診療所（○科）、駐車場は7台分、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。資料ナンバー1の裏面に地図を載せてありますので、ご覧ください。太枠で囲まれた所が申請地です。図面の右上、○○○○○○が4条の申請地で、平成18年に農転の許可を取って診療所を計画していた敷地です。左下、○○○○○○の太枠で囲まれた所が5条の申請地です。平成18年に農地転用の許可を取って実行されていなかった理由は、当初、申請者が32歳と若く、診療経験が浅いと言うことで、開業を躊躇していたということです。その後、医療経験を積んだり、先進技術を視察したりして、手術ができる○科をしたいということで申請にいたしました。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 農振除外は平成18年7月10日に同日で2筆除外されていますが、農振除外の時は2筆で一体利用する形で、農地転用は一部しか行わなかったということですか。理由はわかりますか。

事務局 今回の農地転用申請は2筆ですが、平成18年の農振除外の時は、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇は分筆する前の1筆の〇〇〇〇〇〇〇〇でありました。1筆全体で農振除外をしたのですが、農地転用をする前に分筆をして、農地転用許可は〇〇〇〇〇〇〇〇だけでした。農振除外は全体で行って、農地転用は分筆後の1部分で申請されたことについては把握していません。

夏目委員 了解しました。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
最初に許可後の計画変更申請について採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号25について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 事務局から提案でございますが、次の議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1は議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号8と関連があります。また、計画変更申請の議案番号3は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号27と関連がありますので、それぞれセットで同時に御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。そのようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは、そのように決定します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号8を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案第3号議案番号1について、変更前、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更前の案件の許可年月日、変更の理由を朗読、議案第4号議案番号8について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案第4号議案番号8は、農地区分は2種、建築物は、木造平屋建、周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留と単管パイプ柵で

す。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。
特に他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました
次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号8について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
次に議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号3及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号27を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案第3号議案番号3について、変更前、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更前の案件の許可年月日、変更の理由を朗読、議案第4号議案番号27について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明につ

いて記述する。】

議案第4号議案番号27は、農地区分は2種、農振除外は平成23年9月13日、平成28年6月16日に農振除外の計画者変更がされています。建築物は、木造2階建、周囲はのり面仕上げの計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

強瀬委員 農地法第5条の議案番号8の案件は計画変更前に許可を取った〇〇さんが譲渡人になっているが、議案番号27の案件は計画変更前に許可を取ったのは〇〇〇〇さんだが、譲渡人は〇〇さんになっているのは、どういうことか。

事務局 計画変更申請の議案番号1の案件では、変更前は〇〇さんが昭和48年に許可を取って所有権移転していましたので、5条の譲渡人は〇〇さんになっています。議案番号3の案件では、変更前は〇〇〇〇さんになっていますが、平成24年に住宅を建てるといことで農転の許可はとったが、所有権移転登記をされませんでしたので、5条の譲渡人は当時の土地所有者のままの〇〇さんになっているものです。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号3について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認

すべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号27について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号8、25、27以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲受人、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種、建築物は、既設のゴミ集積所1棟です。この案件は平成28年3月農地部会で競売買受適格者証明について審議して、埼玉県で証明を出しております。証明をもらい公売に参加し入札を行い、落札をしました。落札した方が改めて農地法第5条の申請を行い、許可を受けて、所有権移転ができます。許可の見込みについては競売買受適格者証明を出すときに見込みありと審議済です。

議案番号2は、農地区分は2種、敷地拡張後の面積は796.78㎡です。議案番号3は、農地区分は2種、駐車場は5台分です。路面施工は砂利敷仕上げです。この議案番号2と3について、譲渡人は所有する土地建物の整理を行っており、賃貸住宅の敷地と建物を譲受人に譲る計画をした時に、敷地の一部と道を挟んで向い側の駐車場として使用していた土地が農地法の手続きを取っていなかったことが判明し、申請が出されたものです。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡人の祖父と譲受人の父が兄弟です。

議案番号4は、農地区分は1種、農振除外は、平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。駐車場は15台分で、周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留めがございます。

議案番号5は、農地区分は2種、建築物は木造2階建です。周

囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号6は、農地区分は2種、駐車場は53台分です。周囲は新設のネットフェンスで、路面施工は砂利敷仕上げです。先月の農地部会で〇〇〇〇〇〇〇について審議いただきましたが、今回はその〇〇の利用者のための駐車場の計画です。

議案番号7は、農地区分は1種、農振除外は、平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号ハです。建築物は鉄骨造平屋建の自動車修理工場です。墓地を含めた全体面積は、1181.6㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号9は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造平屋建です。

議案番号10は、農地区分は2種、建築物は鉄骨造平屋建、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号11は、農地区分は2種、建築物は木造2階建で、周囲は一部既設と一部新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号12は、農地区分は2種、農振除外は平成28年5月26日、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号13は、農地区分は1種、農振除外は、平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造2階建、周囲は一部既設と一部新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号14は、農地区分は1種、農振除外は、平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。駐車場は25台で、周囲は新設のネットフェンスの計画があり、路面施工は砂利敷仕上げです。

議案番号15は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号ホです。建築物は鉄骨造3階建の特別養護老人ホームで、水路敷きを含めた全体面積は、8130.94㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。譲受人は平成〇〇年に群馬県〇〇〇に主たる事務所を置き、群馬県内〇〇〇で特別養護老人ホームを中心とした介護サービスを提供する法人です。特別養護老人ホームの定員は100名です。

議案番号16は、農地区分は1種、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イです。建築物は木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。登記地目は宅地です。

が、現況が畑ということで、農地法の手続きが必要となることから、今回の申請が出されました。

議長 説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

【休憩 午前10時53分から11時5分】

議長 休憩中の議事を再開します。
議案番号17から説明を求めます。

事務局 議案番号17は、農地区分は2種、建築物は木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号18は、農地区分は2種、建築物は木造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック土留とコンクリートブロック擁壁です。

議案番号19は、農地区分は2種、農振除外は、平成28年5月26日です。周囲は一部既設のコンクリート擁壁と一部既設と新設のフェンスの計画です。

議案番号20は、農地区分は1種、農振除外は、平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号ハ、駐車場は58台分で、敷地拡張後の面積は7,182㎡です。周囲はのり面仕上げで、路面施工は砂利敷仕上げです。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を運営しています。クリニックでは内科、呼吸器科等の診察の他、人間ドックや健康診断も行っております。検診車も保有しております。申請地は既に駐車場として使用している敷地の隣接地です。

議案番号21は、農地区分は1種、農振除外は、平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第18条第1項第2号イ、建築物は木造2階建です。

議案番号22は、農地区分は2種、駐車場は10トントラック9台分、8トントラック4台分で、敷地拡張後の面積は6,077㎡です。周囲はのり面仕上げで、路面施工は碎石仕上げです。

議案番号23は、農地区分は2種、農振除外は、平成28年5月26日です。申請のきっかけは譲受人が3条で農地の取得を計画したところ、農地に進入路として使用しているところがあったため、是正するものです。

議案番号24は、農地区分は2種、農振除外は、平成28年5月26日、駐車場は10トントラック8台分で、敷地拡張後の面

積は1603.08㎡です。周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画で、路面施工は砂利敷仕上げです。

議案番号26は、農地区分は2種、重機7台分で、宅地を含めた全体面積は、4190.91㎡で、路面施工は碎石仕上げです。譲受人は主に〇〇工事、〇〇工事を業とする法人です。今、使用している資材置場に建物を建てる計画があり、資材置場が不足するため、事務所から近い申請地を譲り受けることができることになったため、今回の申請となりました。

議案番号28は、農地区分は2種、建築物は木造平屋建、敷地拡張後の面積は366.01㎡です。周囲は既設のコンクリートブロック擁壁です。申請のきっかけは譲受人が住宅の建替えを検討したところ、隣地の農地の一部を住宅敷地として使用していることが判明しました。そのため、住宅敷地の一部として使用している部分を分筆し、今回の申請がだされました。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 議案番号9の案件、〇〇〇〇〇〇の筆の分筆年月日がわかれば、教えてください。

事務局 議案番号9、西別府〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑、251㎡の土地の分筆年月日は、平成7年4月19日です。

夏目委員 300㎡以下の案件ですけど、それなら条例はクリアーしており大丈夫ですね。

事務局 はい、大丈夫です。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

茂木会長 議案番号22と24の駐車場の案件ですが、24の案件は4畝で10トントラック8台分で、22の案件は1反ちょっとで9台分となっていますが、どういうことですか。

事務局 議案番号22の案件は、申請地は1134㎡で置くトラックは13台分ですが、この敷地1134㎡に車を置いて敷地内で出入

りを行うということで13台分の敷地になっています。24の案件は申請地は397㎡で、駐車場は10トントラック8台分の計画ですが、こちらは隣地と一体での出入りになり、申請地はトラックを置くだけで、出入り、転回場所は隣地を使って行う計画です。このようなことで今回、面積に対して、駐車場の車を置く台数に違いが出ています。

議長 他に質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議長 よろしいでしょうか。

他に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号8、25、27以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、こちらの議案は、税務署からの依頼により、現在、相続税の納税猶予を受けている農地、特例農地について、申告期限から20年が経過するにあたって、現在の利用状況を確認し、税務署に通知するものです。議案書の右下の欄にあります英数字については、税務署側の整理番号です。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに氏名、最初の特例農地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、利用状況・特記事項、現地確認年月日、確認農業委員を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1について、5月23日の現地調査時には、三ヶ尻〇〇〇〇、三ヶ尻〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の3筆について、草が茂っている状況でしたが、その後、6月15日に再度調査を行っ

た時には、除草され保全管理されていました。

議 長 事務局の説明が終わりました。
議案番号2については、強瀬兼一委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

強瀬委員 議案番号2、〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。5月16日、事務局渋澤次長、樋口主事と私で現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 議案番号3と5については、大澤芳明委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

大澤委員 議案番号3と議案番号5につきまして、意見等を申し上げます。5月18日、事務局渋澤次長、樋口主事と私で現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 議案番号4については、夏目亮一委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

夏目委員 議案番号4、〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。5月16日、事務局の渋澤さん、樋口さんと私とで現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 議案番号8については、木部富次委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

木部委員 議案番号8、〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。5月16日、事務局渋澤次長、樋口主事と私で現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 議案番号9については、関口久夫委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

関口委員 議案番号9、〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。5月23日、事務局洪澤次長、樋口主事と私で現地確認を行いました結果、特記事項にも記載されているとおり、村岡字〇〇〇〇〇〇〇〇は一部駐車場として利用されていることを確認しました。また、それ以外の農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします

議 長 議案番号10については、矢島君夫委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

矢島委員 議案番号10、〇〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。2月9日、大里行政センター田口主査と福田和行委員と私とで現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 議案番号11については、塚田とよ子委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

塚田委員 議案番号11、〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。5月16日、事務局洪澤次長、樋口主事と私で現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 議案番号12については、木村進委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

木村委員 議案番号12、〇〇〇〇さんにつきまして、意見等を申し上げます。去る6月9日、江南行政センターの笠原副課長、上山主査と私で現地確認を行った結果、すべての農地は適正に耕作していることを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 それでは、本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確

認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議 長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、内容について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	澤田 英夫
次長兼農地係長	渋谷 薫
主査	大沢 昌徳
主査	新井 良和
主事	樋口 祥平
主事	荻野 直久
農業振興課副課長	金井 明夫
農業振興課主任	杉本 正代
大里行政センター主査	田口 清和
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成28年6月29日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 夏 目 亮 一

署名委員 松 崎 弘 一
